

改正案	現行
<p>第一章 総則</p> <p>第二節 検定、変成器付電気計器検査及び装置検査</p> <p>第二款 合格条件</p> <p>（表記等）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3（略）</p> <p>一 当該特定計量器の製造事業者名、当該製造事業者の登録商標（商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）第二条第五項の登録商標をいう。）又は様式第六により経済産業大臣に届け出た記号</p> <p>二〽三（略）</p> <p>4〽6（略）</p> <p>（複合特定計量器）</p> <p>第十四条 特定計量器は、当該特定計量器と構造上一体となつて いる計量器が検定に合格しない特定計量器又は有効期間の経過した検定証印若しくは法第九十六条第一項の表示（以下「検定証印等」という。）の付された特定計量器であつてはならない。</p> <p>2〽3（略）</p>	<p>第一章 総則</p> <p>第二節 検定、変成器付電気計器検査及び装置検査</p> <p>第二款 合格条件</p> <p>（表記等）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3（略）</p> <p>一 当該特定計量器の製造事業者名、当該製造事業者の登録商標（商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）第二条第五項の登録商標をいう。）又は様式第六により経済産業大臣に届け出た記号（以下「製造事業者名等」という。）</p> <p>二〽三（略）</p> <p>4〽6（略）</p> <p>（複合特定計量器）</p> <p>第十四条 特定計量器は、当該特定計量器と構造上一体となつて いる計量器（当該特定計量器の計ることができる範囲を切換装置によつて変更した後のものを含む。以下同じ。）が検定に合格しない特定計量器又は有効期間の経過した検定証印若しくは法第九十六条第一項の表示（以下「検定証印等」という。）の付された特定計量器であつてはならない。</p> <p>2〽3（略）</p>

(標準物質)

第二十条 法第七十一条第三項の経済産業省令で定める特定計量器は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項で定める標準物質は、法第三百三十五条の特定標準物質を用いて標準物質の値付けが行われたものであつて、それぞれ次の表の下欄に掲げるもの又は同表の第一号から第四号までの上欄に掲げる特定計量器にあつては、下欄に掲げる標準物質を用いて日本工業規格B七九五九に定める基準に適合すると認められる校正用装置により得られるものとする。

(表 略)

第十三章 アネロイド型圧力計

第一節 検定

第一款 構造に係る技術上の基準

第一目 表記事項

(表記)

第五百二十五条 アネロイド型圧力計(アネロイド型血圧計を除く。以下この章において同じ。)の表記事項は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

- 一 令第一条第一項に定める計量に用いるブルドン管圧力計(以下「鉄道車両用圧力計」という。) 日本工業規格E四一
一八(二〇一五)
- 二 前号に掲げるもの以外のアネロイド型圧力計 日本工業規格B七五〇五―二(二〇一五)

第二目 性能

(標準物質)

第二十条 法第七十一条第三項の経済産業省令で定める特定計量器は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項で定める標準物質は、法第三百三十五条の特定標準物質を用いて標準物質の値付けが行われたものであつて、それぞれ次の表の下欄に掲げるもの又は同表の第二号から第五号までの上欄に掲げる特定計量器にあつては、下欄に掲げる標準物質を用いて経済産業大臣が別に定める基準に適合すると認められる校正用装置により得られるものとする。

(表 略)

第十三章 アネロイド型圧力計

第一節 検定

第一款 構造に係る技術上の基準

第一目 表記事項

(表記)

第五百二十五条 アネロイド型圧力計(アネロイド型血圧計を除く。以下この章において同じ。)の表記事項は、日本工業規格B七五〇五―二(二〇一三)による。

第二目 性能

(性能)

第五百二十七条 アネロイド型圧力計の性能は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

- 一 鉄道車両用圧力計 日本工業規格E四一一八(二〇一五)
- 二 前号に掲げるもの以外のアネロイド型圧力計 日本工業規格B七五〇五―二(二〇一五)

第二款 検定公差

(検定公差)

第五百三十七条 アネロイド型圧力計の検定公差は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

- 一 鉄道車両用圧力計 日本工業規格E四一一八(二〇一五)
- 二 前号に掲げるもの以外のアネロイド型圧力計 日本工業規格B七五〇五―二(二〇一五)

第三款 検定の方法

第一目 構造検定の方法

(構造検定の方法)

第五百三十八条 アネロイド型圧力計の構造検定の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

- 一 鉄道車両用圧力計 日本工業規格E四一一八(二〇一五)
- 二 前号に掲げるもの以外のアネロイド型圧力計 日本工業規格B七五〇五―二(二〇一五)

第二目 器差検定の方法

(性能)

第五百二十七条 アネロイド型圧力計の性能は、日本工業規格B七五〇五―二(二〇一三)による。

第二款 検定公差

(検定公差)

第五百三十七条 アネロイド型圧力計の検定公差は、日本工業規格B七五〇五―二(二〇一三)による。

第三款 検定の方法

第一目 構造検定の方法

(構造検定の方法)

第五百三十八条 アネロイド型圧力計の構造検定の方法は、日本工業規格B七五〇五―二(二〇一三)による。

第二目 器差検定の方法

(器差検定の方法)

第五百四十四条 アネロイド型圧力計の器差検定の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

- 一 鉄道車両用圧力計 日本工業規格E四一一八(二〇一五)
- 二 前号に掲げるもの以外のアネロイド型圧力計 日本工業規格B七五〇五―二(二〇一五)

第二節 使用中検査

第一款 性能に係る技術上の基準

(性能に係る技術上の基準)

第五百四十七条 アネロイド型圧力計の性能に係る技術上の基準は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

- 一 鉄道車両用圧力計 日本工業規格E四一一八(二〇一五)
- 二 前号に掲げるもの以外のアネロイド型圧力計 日本工業規格B七五〇五―二(二〇一五)

第二款 使用公差

(使用公差)

第五百四十八条 アネロイド型圧力計の使用公差は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

- 一 鉄道車両用圧力計 日本工業規格E四一一八(二〇一五)
- 二 前号に掲げるもの以外のアネロイド型圧力計 日本工業規格B七五〇五―二(二〇一五)

第三款 使用中検査の方法

第一目 性能に関する検査の方法

(器差検定の方法)

第五百四十四条 アネロイド型圧力計の器差検定の方法は、日本工業規格B七五〇五―二(二〇一三)による。

第二節 使用中検査

第一款 性能に係る技術上の基準

(性能に係る技術上の基準)

第五百四十七条 アネロイド型圧力計の性能に係る技術上の基準は、日本工業規格B七五〇五―二(二〇一三)による。

第二款 使用公差

(使用公差)

第五百四十八条 アネロイド型圧力計の使用公差は、日本工業規格B七五〇五―二(二〇一三)による。

第三款 使用中検査の方法

第一目 性能に関する検査の方法

(性能に関する検査の方法)

第五百四十九条 アネロイド型圧力計の性能に関する検査の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

- 一 鉄道車両用圧力計 日本工業規格E四一一八(二〇一五)
- 二 前号に掲げるもの以外のアネロイド型圧力計 日本工業規格B七五〇五―二(二〇一五)

第二目 器差検査の方法

(器差検査の方法)

第五百四十九条の二 アネロイド型圧力計の器差検査の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

- 一 鉄道車両用圧力計 日本工業規格E四一一八(二〇一五)
- 二 前号に掲げるもの以外のアネロイド型圧力計 日本工業規格B七五〇五―二(二〇一五)

第二十二章 ジルコニア式酸素濃度計等

第八百八十二条 削除

(性能に関する検査の方法)

第五百四十九条 アネロイド型圧力計の性能に関する検査の方法は、日本工業規格B七五〇五―二(二〇一三)による。

第二目 器差検査の方法

(器差検査の方法)

第五百四十九条の二 アネロイド型圧力計の器差検査の方法は、日本工業規格B七五〇五―二(二〇一三)による。

第二十二章 ジルコニア式酸素濃度計等

(定義)

第八百八十二条 この章において「検査用ガス」とは、第二十条中の表の第二号から第五号までに規定する標準物質又はこれらの標準物質を用いて同条に規定する校正用装置により得られたものをいう。

2 この章において「零位調整ガス」とは、磁気式酸素濃度計にあつては窒素、ジルコニア式酸素濃度計にあつては窒素と空気とを一定比率で混合したガス、その他の濃度計にあつては窒素又は空気をいう。

第一節 検定
第一款 構造に係る技術上の基準
第一目 表記事項

(表記)

第八百八十三条 ジルコニア式酸素濃度計等（以下この章において単に「濃度計」という。）の表記事項は、日本工業規格B七九五九（二〇一五）による。

第二目 性能

3 この章において「感度調整ガス」とは、検査用ガスであつて、その濃度が濃度計の計ることのできる最高の濃度（以下「最高濃度」という。）の九十パーセント（酸素を計量成分とする濃度計であつて最高濃度が二十一体積百分率から二十五体積百分率までの範囲のものにあつては、八十パーセント）以上のものをいう。

第一節 検定
第一款 構造に係る技術上の基準
第一目 表記事項

(表記)

第八百八十三条 ジルコニア式酸素濃度計等（以下この章において単に「濃度計」という。）には、その見やすい箇所に、次に掲げる事項が表記されていなければならない。

- 一 施行令第二条第十七号イからリに掲げる特定計量器名
- 二 計量成分の種類及び計量範囲（二以上の計量範囲を有するものにあつては、それぞれの計量範囲）
- 三 電源の種類及び定格電圧
- 四 四時間以下の周期で零位調整及び感度調整を行う必要のあるものにあつては、その旨の表記
- 五 溶液導電率式二酸化硫黄濃度計以外の濃度計にあつては、試料ガス導入口及び校正用ガス導入口の表記
- 六 溶液導電率式二酸化硫黄濃度計にあつては、試料ガス導入口、校正用ガス導入口及び吸収液注入口の表記
- 七 濃度計の主な目盛線にあつては、その目盛線が表す数値

第二目 性能

(性能)

第八百八十四条 濃度計の性能は、日本工業規格B七九五九(二〇一五)による。

第八百八十五条から第八百九十五条まで 削除

(目量)

第八百八十四条 濃度計の目量は、アナログ指示機構のものにあつては最高濃度の二パーセント以下、デジタル表示機構のものにあつては最高濃度の一パーセント以下でなければならぬ。

(機構)

第八百八十五条 濃度計は、零位及び感度の調整ができる機能を有するものでなければならない。

2 濃度計は、校正用ガス導入口を有するものでなければならない。

3 化学発光式窒素酸化物濃度計は、オゾンを分解処理する機能を有するものでなければならない。

4 電池を電源とするものは、有効に作動することが識別できる機構又は電源電圧の範囲が表示される機構を有するものでなければならない。

(応答性)

第八百八十六条 濃度計(溶液導電率式二酸化硫黄濃度計及び紫外線式窒素酸化物濃度計であつて酸素酸化型のものを除く。)の表示機構は、計量範囲内の任意の濃度のガスを試料ガス導入口から流したときに、四分(一酸化炭素を計量成分とする濃度計にあつては、二分三十秒)以内に計量値がガスの導入時から十分(一酸化炭素を計量成分とする濃度計にあつては、六分)後の計量値の九十パーセント以上となるものでなければならない。

2 溶液導電率式二酸化硫黄濃度計の表示機構は、計量範囲内の任意の濃度のガスを試料ガス導入口から流したときに、十五分

以内に計量値がガスの導入時から四十分後の計量値の九十パーセント以上となるものでなければならぬ。

(器差試験)

第八百八十七条 濃度計は、最高濃度の約五分の一、約五分の二、約五分の三及び約五分の四の濃度の検査用ガスを計量したときに、器差が検定公差を超えるものであつてはならぬ。

(繰り返し性)

第八百八十八条 濃度計の計量値の繰り返し性の度合（計量値とその平均値との差を言う。）は、最高濃度の二パーセントを超えてはならぬ。

(安定性)

第八百八十九条 濃度計は、零位調整ガスを二十四時間（第八百八十三条第四号の表記のあるものにあつては四時間）計量したときに、最大の計量値及び最小の計量値と初期値との差が最高濃度の二パーセントを超えるものであつてはならぬ。

2 濃度計は、前項の試験中に感度調整ガスを三回以上計量したときに、最大の計量値及び最小の計量値と初期値との差が最高濃度の二パーセントを超えるものであつてはならぬ。

(変換効率)

第八百九十条 非分散型赤外線式窒素酸化物濃度計及び化学発光式窒素酸化物濃度計（一酸化窒素のみを計量成分とするものを除く。）は、計量範囲内の任意の濃度の二酸化窒素を試料ガス導入口から流したときの計量値が、当該二酸化窒素と同一の濃度の一酸化窒素を同導入口から流したときの計量値の九十パー

セント以上となるものでなければならぬ。

2| 紫外線式窒素酸化物濃度計（一酸化窒素のみを計量成分とするもの、二酸化窒素のみを計量成分とするもの及び一酸化窒素と二酸化窒素をそれぞれ個別に計量できるものを除く。）は、計量範囲内の任意の濃度の一酸化窒素を試料ガス導入口から流したときの計量値と当該一酸化窒素と同一の濃度の二酸化窒素を同導入口から流したときの計量値を比べたとき、低い方の計量値が高い方の計量値の九十パーセント以上となるものでなければならぬ。

3| 非分散型赤外線式窒素酸化物濃度計及び化学発光式窒素酸化物濃度計（一酸化窒素のみを計量成分とするものを除く。）は、約二百体積百分率のアンモニアを試料ガス導入口から流したときの計量値がアンモニア濃度の五パーセントを超えるものであつてはならぬ。

(干渉成分)

第八百九十一条 濃度計が干渉成分から受ける影響は、ジルコニア式酸素濃度計にあつては次の表の一、溶液導電率式二酸化硫黄濃度計にあつては次の表の二、磁気式酸素濃度計にあつては次の表の三、紫外線式濃度計にあつては次の表の五、化学発光式窒素酸化物濃度計にあつては次の表の六の第一欄に掲げる計量成分の種類及びそれぞれの表の第二欄に掲げる最高濃度の区分に応じ、それぞれの表の第三欄に掲げる干渉成分の種類及びそれぞれの表の第四欄に掲げる干渉成分の濃度でもつて、それぞれの表の第五欄に掲げる限度を超えるものであつてはならぬ。ただし、それぞれの表の第三欄に掲げる干渉成分の種類が二種類あるものにあつては、その干渉成分から受ける影響は、その含量がそ

それぞれの表の第五欄に掲げる限度を超えるものであってはならない。

(表の一) 略

(表の二) 略

(表の三) 略

(表の四) 略

(表の五) 略

(表の六) 略

(流量変動による影響)

第八百九十二条 濃度計は、計量範囲内の任意の濃度のガスの流量を規定の流量から五パーセント増減させたときに、流量を変化させる前の計量値と変化させた後の計量値との差が、最高濃度の二パーセントを超えるものであってはならない。

(電圧変動)

第八百九十三条 濃度計は、表記されている定格電圧のプラスマインナス十パーセントの範囲内の電圧変動(電池を電源とするもの)にあつては、有効に作動することができる範囲内の電圧変動()を与えたときに、電圧変動を与える前の計量値と与えた後の計量値との差が最高濃度の二パーセントを超えるものであってはならない。

(絶縁抵抗)

第八百九十四条 濃度計(電池を電源とするものを除く。以下次条、第九百五条及び第九百六条において同じ。)の電源端子とアース端子との間の絶縁抵抗は、五メガオーム以上のものではない。

第二款 検定公差

(検定公差)

第八百九十六条 濃度計の検定公差は、日本工業規格B七九五九(二〇一五)による。

第三款 検定の方法

第一目 構造検定の方法

(構造検定の方法)

第八百九十七条 濃度計の構造検定の方法は、日本工業規格B七九五九(二〇一五)による。

(削る)

(耐電圧)

第八百九十五条 濃度計は、商用周波数で千ボルトの正弦波交流電圧を一分間加えることにより、その性能に支障があるものであつてはならない。

第二款 検定公差

(検定公差)

第八百九十六条 濃度計の検定公差は、最高濃度の四パーセントとする。

第三款 検定の方法

第一目 構造検定の方法

(応答性)

第八百九十七条 濃度計(溶液導電率式二酸化硫黄濃度計及び紫外線式濃度計であつて酸素酸化型ものを除く。)が第八百八十六条第一項の規定に適合するかどうかの試験は、九十湿度百分率以上に加湿した感度調整ガスを試料ガス導入口から流してから四分(一酸化炭素を計量成分とする濃度計にあつては、二分三十秒)後の計量値及び十分(一酸化炭素を計量成分とする濃度計にあつては、六分)後の計量値を比較して行う。

2) 溶液導電率式二酸化硫黄濃度計が第八百八十六条第二項の規定に適合するかどうかの試験は、九十湿度百分率以上に加湿した感度調整ガスを試料ガス導入口から流してから十五分後の計量値及び四十分後の計量値を比較して行う。

第八百九十八条から第九百六条まで
削除

(器差試験)

第八百九十八条 濃度計が第八百八十七条の規定に適合するかどうかの試験は、零位調整ガスを校正用ガス導入口から流して零位調整し、感度調整ガスを同導入口から流して感度調整した後、検査用ガスをそれぞれ同導入口から流したときの器差を求めよう。

(繰り返し性)

第八百九十九条 濃度計が第八百八十八条の規定に適合するかどうかの試験は、零位調整ガス及び感度調整ガスを校正用ガス導入口から交互に三回流して計量し、それぞれの計量値と平均値との差を算出して行う。

(安定性)

第九百条 濃度計が第八百八十九条の規定に適合するかどうかの試験は、次に掲げる方法により行う。

- 一 零位調整ガスを校正用ガス導入口から連続して導入し、表示が安定した後、二十四時間(第八百八十三条第四号の表記のあるものにあつては四時間)規定の流量で流して行う。
- 二 前号の試験中感度調整ガスを校正用ガス導入口から三回以上規定の流量で流して行う。零点移動があるときはその影響を補正する。

(変換効率)

第九百一条 非分散型赤外線式窒素酸化物濃度計及び化学発光式窒素酸化物濃度計(一酸化窒素のみを計量成分とするものを除く。)が第八百九十条第一項及び紫外線式窒素酸化物濃度計(一酸化窒素のみを計量成分とするもの、二酸化窒素のみを計量

成分とするもの及び一酸化窒素と二酸化窒素をそれぞれ個別に計量できるものを除く。)が第八百九十条第二項の規定に適合するかどうかの試験は、零位調整ガスを試料ガス導入口から流して零位調整し、感度調整ガスを同導入口から流して感度調整した後、計量範囲内の任意の濃度の一酸化窒素及び二酸化窒素を同導入口からそれぞれに流して行う。

2 非分散型赤外線式窒素酸化物濃度計及び化学発光式窒素酸化物濃度計(一酸化窒素のみを計量成分とするものを除く。)が第八百九十条第三項の規定に適合するかどうかの試験は、零位調整ガスを試料ガス導入口から流して零位調整し、感度調整ガスを同導入口から流して感度調整した後、二百体積百万分率プラスマイナス十パーセント以内の濃度のアンモニアを試料ガス導入口から流して行う。

(干渉成分)

第九百二条 濃度計が第八百九十一条の規定に適合するかどうかの試験は、ジルコニア式酸素濃度計にあつては同条の表の一、溶液導電率式二酸化硫黄濃度計にあつては同条の表の二、磁気式酸素濃度計にあつては同条の表の三、紫外線式濃度計にあつては同条の表の四、非分散型赤外線式濃度計にあつては同条の表の五、化学発光式窒素酸化物濃度計にあつては同条の表の六の第一欄に掲げる計量成分の種類及びそれぞれの表の第二欄に掲げる最高濃度の区分に応じ、それぞれの表の第三欄に掲げる種類ごとに、干渉成分をそれぞれの表の第四欄に掲げる濃度で試料ガス導入口から流したときの計量値(非分散型赤外線式二酸化硫黄濃度計及び非分散型赤外線式窒素酸化物濃度計にあつては水分が干渉成分であるときは、温度二十五度で水分を飽和させた窒素を導入したときの計量値と温度五十度で水分を飽和さ

せた窒素を導入したときの計量値との差)を計量して行う。

(流量変動による影響)

第九百三条 濃度計が第八百九十二条の規定に適合するかどうかの試験は、感度調整ガスを連続して試料ガス導入口から流し、試料ガス導入口において、流量を規定の流量から五パーセント増減させたときの、計量値の差を算出して行う。

(電圧変動)

第九百四条 濃度計が第八百九十三条の規定に適合するかどうかの試験は、感度調整ガスを校正用ガス導入口から流し、電源電圧を定格電圧のプラスマイナス十パーセントの範囲内(電池を電源とするものは有効に作動する範囲内)で連続的に変化させたときの計量値の差を算出して行う。

(絶縁抵抗)

第九百五条 濃度計が第八百九十四条の規定に適合するかどうかの試験は、六十五湿度百分率プラスマイナス二十湿度百分率の範囲内の湿度を有する外気中で、五百ボルトの直流電圧を電源端子とアース端子との間に加えて行う。

(耐電圧)

第九百六条 濃度計が第八百九十五条の規定に適合するかどうかの試験は、六十五湿度百分率プラスマイナス二十湿度百分率の範囲内の湿度を有する外気中で、電源端子とアース端子との間に商用周波数の千ボルトの正弦波交流電圧を加えて行う。

(器差検定の方法)

第九百七条 濃度計の器差検定の方法は、日本工業規格B七九五九(二〇一五)による。

第二節 使用中検査

第一款 性能に係る技術上の基準

(性能に係る技術上の基準)

第九百八条 濃度計の性能に係る技術上の基準は、日本工業規格B七九五九(二〇一五)による。

第二款 使用公差

(使用公差)

第九百九条 濃度計の使用公差は、日本工業規格B七九五九(二〇一五)による。

第三款 使用中検査の方法

第一目 性能に関する検査の方法

(性能に関する検査の方法)

(器差検定の方法)

第九百七条 濃度計の器差検定は、零位調整ガスを校正用ガス導入口から流して零位調整し、感度調整ガスを同導入口から流して感度調整をした後、最高濃度の三分の一から三分の二の範囲内の任意の濃度の検査用ガスを同導入口から流したときの計量値と当該ガスの濃度との差を算出して行う。

第二節 使用中検査

第一款 性能に係る技術上の基準

(準用)

第九百八条 第八百八十七条及び第八百八十八条の規定は、濃度計についての性能に係る技術上の基準に準用する。この場合において第八百八十七条中「検定公差」とあるのは「使用公差」、第八百八十八条中「二パーセント」とあるのは「三パーセント」と読み替えるものとする。

第二款 使用公差

(使用公差)

第九百九条 濃度計の使用公差は、検定公差の一・五倍とする。

第三款 使用中検査の方法

第一目 性能に関する検査の方法

(準用)

第九百十条 濃度計の性能に関する検査の方法は、日本工業規格 B 七九五九（二〇一五）による。

第二目 器差検査の方法

(器差検査の方法)

第九百十一条 濃度計の器差検査の方法は、日本工業規格 B 七九五九（二〇一五）による。

第二十四章 ガラス電極式水素イオン濃度指示計

第一節 検定

第一款 構造に係る技術上の基準

第一目 表記事項

(表記)

第九百四十条 ガラス電極式水素イオン濃度指示計（以下この章において「指示計」という。）の表記事項は、日本工業規格 B 七九六〇―二（二〇一五）による。

第二目 性能

(性能)

第九百四十一条 指示計の性能は、日本工業規格 B 七九六〇―二

第九百十条 第八百九十八条及び第八百九十九条の規定は、濃度計についての性能に関する検査の方法に準用する。

第二目 器差検査の方法

(準用)

第九百十一条 第九百七条の規定は、濃度計についての器差検査の方法に準用する。

第二十四章 ガラス電極式水素イオン濃度指示計

第一節 検定

第一款 構造に係る技術上の基準

第一目 表記事項

(表記)

第九百四十条 ガラス電極式水素イオン濃度指示計（以下この章において「指示計」という。）には、その見やすい箇所に、次に掲げる事項が表記されていなければならない。

- 一 特定計量器名
- 二 計量することができる水素イオン濃度の範囲
- 三 電源の種類及び定格電圧
- 四 温度補償電極を使用するものにあつては、その旨
- 五 指示計の主な目盛線にあつては、その目盛線の表す数値

第二目 性能

(目量)

第九百四十一条 指示計の目量は、アナログ指示機構のものにあ

(二〇一五)による。

第九百四十二条から第九百五十二条まで 削除

つては〇・ニピーエッチ以下、デジタル表示機構のものにあつては〇・〇ニピーエッチ以下でなければならぬ。

(機構)

第九百四十二条 電池を電源とする指示計は、有効に作動することが識別できる機構又は電源電圧の範囲が表示される機構を有するものでなければならない。

第九百四十三条 指示計は、零位調整(零ボルトの電圧又は中性りん酸塩ピーエッチ標準液が温度二十五度のときに、ガラス電極式水素イオン濃度検出器(以下この章において「検出器」という。)に発生させる起電力の理論値と等しい電圧を加えたときに、指示計が表示すべき水素イオン濃度の値となるように調整することをいう。以下同じ。)及びスパン調整ができる機構を有するものでなければならない。

(直線性)

第九百四十四条 指示計は、指示誤差又は表示誤差が、プラスマイナス〇・一ピーエッチを超えるものであつてはならない。

(繰り返し性)

第九百四十五条 指示計は、計量範囲内の任意の同一の水素イオンの濃度において器差を繰り返し測定したときに、器差が検定公差を超えるものであつてはならない。

(安定性)

第九百四十六条 指示計は、計量範囲内の任意の同一の水素イオン濃度の溶液を連続して二十四時間(電池を電源とする指示計

にあつては、一時間）計量したときに、指示計が表示する水素イオン濃度の値（以下この節において「計量値」という。）の最大値と最小値との差が、 0.2 ピーエツチを超えるものであつてはならない。

（電圧変動）

第九百四十七条 指示計は、表記されている定格電圧のプラスマイナスパーセントの範囲内の電圧変動（電池を電源とする指示計にあつては、有効に作動することができる範囲内の電圧変動）を与えたときに、電圧変動を与える前の計量値と与えた後の計量値との差が、 0.1 ピーエツチを超えるものであつてはならない。

（周囲温度）

第九百四十八条 指示計は、温度二十五度でプラスマイナス二十度の温度変化を与えたときに、温度変化を与える前の計量値と与えた後の計量値との差が、 0.1 ピーエツチを超えるものであつてはならない。

（絶縁抵抗）

第九百四十九条 指示計（電池又は外部直流電源を電源とするものを除く。以下次条、第九百五十九条及び第九百六十条において同じ。）の電源端子とアース端子との間の絶縁抵抗は、五メガオーム以上のものでなければならない。

（耐電圧）

第九百五十条 指示計は、通常の使用状態において、高電圧によりその性能に支障のあるものであつてはならない。

第二款 検定公差

(検定公差)

第九百五十三条 指示計の検定公差は、日本工業規格B七九六〇―二(二〇一五)による。

第三款 検定の方法
第一目 構造検定の方法

(構造検定の方法)

第九百五十四条 指示計の構造検定の方法は、日本工業規格B七九六〇―二(二〇一五)による。

(入力抵抗)

第九百五十一条 指示計は、検出器の内部抵抗を変化させたときに、変化させる前の計量値と、変化させた後の計量値との差が〇・一ピーエッチを超えるものであつてはならない。

(温度補償機能)

第九百五十二条 温度補償装置を有する指示計は、通常の使用状態における温度変化に対して温度補償機能が有効に作動するものでなければならぬ。

第二款 検定公差

(検定公差)

第九百五十三条 指示計の検定公差は、アナログ指示機構を有するものにあつては次の表の上欄に掲げる目量に応じ、同表の下欄、デジタル表示機構を有するものにあつては次の表の上欄に掲げる目量に応じ、同表の下欄に掲げる目量に応じ、同表の下欄に掲げる値とする。

(表の一 略)
(表の二 略)

第三款 検定の方法
第一目 構造検定の方法

(直線性)

第九百五十四条 指示計が第九百四十四条の規定に適合するかどうかの試験は、零位調整し、中性りん酸塩ピーエッチ標準液以外の等価電圧(温度二十五度において溶液が検出器に発生させ

第九百五十五条から第九百六十二条まで

削除

る起電力の理論値に等しい電圧をいう。以下同じ。)でスパン調整した後、計量範囲の最高値から最低値までの一ピーエッチごとの水素イオン濃度値に相当する起電力の理論値に等しい電圧を、それぞれ加えて行う。

(繰り返し性)

第九百五十五条 指示計が第九百四十五条の規定に適合するかどうかの試験は、指示計に零位調整用電圧及びフタル酸塩。ピーエッチ標準液の等価電圧又はほう酸塩。ピーエッチ標準液の等価電圧を交互にそれぞれ三回加えて行う。

(安定性)

第九百五十六条 指示計が第九百四十六条の規定に適合するかどうかの試験は、指示計に零位調整用電圧及びフタル酸塩。ピーエッチ標準液の等価電圧又はほう酸塩。ピーエッチ標準液の等価電圧をそれぞれ連続して二十四時間(電池を電源とするものにあつては、一時間)加えて行う。

(電圧変動)

第九百五十七条 指示計が第九百四十七条の規定に適合するかどうかの試験は、指示計にフタル酸塩。ピーエッチ標準液の等価電圧又はほう酸塩。ピーエッチ標準液の等価電圧を加えて、電源電圧を定格電圧のプラスマイナス十パーセントの範囲内(電池及び外部直流電源を電源とするものにあつては、有効に作動することができる電源電圧の範囲内)で連続的に変化させたときの計量値の差を算出して行う。

(周囲温度)

第九百五十八条 指示計が第九百四十八条の規定に適合するかどう
うかの試験は、指示計を恒温槽に入れてフタル酸塩ピエッチ
標準液の等価電圧又はほう酸塩ピエッチ標準液の等価電圧を
加えて、温度二十五度における計量値と温度五度における計量
値との差及び温度二十五度における計量値と温度四十五度にお
ける計量値との差を算出して行う。

(絶縁抵抗)

第九百五十九条 指示計が第九百四十九条の規定に適合するかど
うかの試験は、六十五湿度百分率プラスマイナス二十湿度百分
率の範囲内の湿度において、五百ボルトの直流電圧を電源端子
とアース端子との間に加えて行う。

(耐電圧)

第九百六十条 指示計が第九百五十条の規定に適合するかどう
かの試験は、六十五湿度百分率プラスマイナス二十湿度百分率の
範囲内の湿度において、電源端子とアース端子との間に、商用
周波数の千ボルトの正弦波交流電圧を一分間加えて行う。

(入力抵抗)

第九百六十一条 指示計が第九百五十一条の規定に適合するかど
うかの試験は、フタル酸塩ピエッチ標準液の等価電圧又はほう
酸塩ピエッチ標準液の等価電圧を加えて、内部抵抗が一メ
ガオームである場合における計量値と内部抵抗が五百メガオー
ムである場合における計量値との差を算出して行う。

(温度補償機能)

第九百六十二条 温度補償装置（温度補償電極を除く。）が第九

第二目 器差検定の方法

(器差検定の方法)

第九百六十三条 指示計の器差検定の方法は、日本工業規格B七九六〇―二(二〇一五)による。

百五十二条の規定に適合しているかどうかの試験は、温度補償装置が表示する値を温度三十度に合わせて零位調整し、フタル酸塩・ピーエッチ標準液の等価電圧でスパン調整した後、計量値が〇・二ピーエッチ変化するまで温度補償装置を調整したときの温度補償装置が表示する値の変化が温度十度から三十度までであるかどうかにより行う。

2| 温度補償電極が第九百五十二条の規定に適合しているかどうかの試験は、温度補償電極と指示計を接続した後、温度補償電極を温度三十度に保った恒温水槽に入れ、零位調整し、フタル酸塩・ピーエッチ標準液の等価電圧でスパン調整した後、計量値が〇・二ピーエッチ変化するまで恒温水槽の温度を調整したときの恒温水槽の温度の変化が十度から三十度までであるかどうかにより行う。

3| 前項の試験は、当該温度における温度補償電極の等価入力それぞれ行うことができる。

第二目 器差検定の方法

(器差検定の方法)

第九百六十三条 指示計の器差検定は、指示計を零位調整し、フタル酸塩・ピーエッチ標準液の等価電圧でスパン調整した後、ほう酸塩・ピーエッチ標準液の等価電圧を加えた時の計量値とほう酸塩・ピーエッチ標準液の水素イオン濃度の値との差及び零位調整し、ほう酸塩・ピーエッチ標準液の等価電圧でスパン調整した後、フタル酸塩・ピーエッチ標準液の等価電圧を加えたときの計量値とフタル酸塩・ピーエッチ標準液の水素イオン濃度の値との差をそれぞれ算出して行う。ただし、計量範囲内にフタル酸塩・ピーエッチ標準液又はほう酸塩・ピーエッチ標準液の水素イオン

(削る)

第二節 使用中検査

第一款 性能に係る技術上の基準

(性能に係る技術上の基準)

第九百六十四条 指示計の性能に係る技術上の基準は、日本工業規格B七九六〇―一二(二〇一五)による。

第二款 使用公差

(使用公差)

第九百六十五条 指示計の使用公差は、日本工業規格B七九六〇―一二(二〇一五)による。

第三款 使用中検査の方法

第一目 性能に関する検査の方法

(性能に関する検査の方法)

濃度の値いづれか一方を含まない指示計にあつては、含まない方の水素イオン濃度については、当該含まない標準液の水素イオン濃度プラスマイナス二ピーエッチの範囲内の任意の水素イオン濃度に相当する起電力の理論値に等しい電圧でスパン調整するとともに、当該電圧を加えたときの計量値と当該任意の水素イオン濃度の値との差を算出して行うことができる。

2 指示計の器差検定において、等価電圧は、基準電圧発生器を使用して調整した直流電圧発生器により発生させる。

第二節 使用中検査

第一款 性能に係る技術上の基準

(準用)

第九百六十四条 第九百四十五条の規定は、指示計についての性能に係る技術上の基準に準用する。この場合において、第九百四十五条中「検定公差」とあるのは「使用公差」と読み替えるものとする。

第二款 使用公差

(使用公差)

第九百六十五条 指示計の使用公差は、検定公差の一・五倍とする。

第三款 使用中検査の方法

第一目 性能に関する検査の方法

(準用)

第九百六十六条 指示計の性能に関する検査の方法は、日本工業規格B七九六〇―二(二〇一五)による。

第二目 器差検査の方法

(器差検査の方法)

第九百六十七条 指示計の器差検査の方法は、日本工業規格B七九六〇―二(二〇一五)による。

様式第6 (第7条関係)

特定計量器に係る製造(修理)事業者の記号(変更) 届出書
年 月 日

経済産業大臣 殿

届出者 住所 氏名 (名称及び代表者の氏名)

特定計量器検定検査規則第7条第3項第1号の規定により特定計量器に表記すべき製造(修理)事業者の氏名又は名称として次のとおり記号を用いたので、届け出ます。

特定計量器の種類	使用する記号

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 変更の場合は、変更の記号も使用する記号の欄に図示す

第九百六十六条 第九百五十五条の規定は、指示計についての性能に関する検査の方法に準用する。

第二目 器差検査の方法

(準用)

第九百六十七条 第九百六十三条の規定は、指示計についての器差検査の方法に準用する。

様式第6 (第7条関係)

特定計量器に係る製造事業者の記号(変更) 届出書
年 月 日

経済産業大臣 殿

届出者 住所 氏名 (名称及び代表者の氏名)

特定計量器検定検査規則第7条第3項第1号の規定により特定計量器に表記すべき製造事業者の氏名又は名称として次のとおり記号を用いたので、届け出ます。

特定計量器の種類	使用する記号

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 変更の場合は、変更の記号も使用する記号の欄に図示す

ること。
3 氏名を記載し、押印することによって、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

ること。
3 氏名を記載し、押印することによって、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。